

個別施設計画

土木総務課No. 37

策定年月日 R2年1月10日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	笹倉山無線中継所	所管所属名称	仙台地方ダム総合事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	防災関係施設	小分類	防災無線施設
主要建物概要					
構造	鉄筋コンクリート	用途	防災無線施設	建築日	1986.3.31
経過年数	33	耐用年数	50	目標使用年数	65
運営方式	直営	管理者名称	仙台地方ダム総合事務所	全延床面積(㎡)	46.7
所在地	黒川郡大和町宮床字笹倉51-2				
2 計画期間					
令和2年から令和11年までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検調査結果票」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項, 第156条第1項 行政組織規則第97条の2項ほか		必要性の有無	有	
業務内容	行政組織規則第97条の2項				
必要性の判断理由	県の防災情報の中継拠点であり, また, ダム水位等の情報伝達の中継点でもあることから, 県の防災対策上重要な施設である。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。 (新耐震基準に基づき建設された施設であることから、今後は非構造部材の安全対策も検討する。)				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	築33年ではあるものの、令和元年度の保全点検において、外部・屋上及び屋根に支障ない旨確認されているが、南川・宮床の2ダムの諸情報を中継する施設であり、県の防災対策上非常に重要な施設であることから、施設が使用不能となった場合、県の防災対策に支障が生じる。				

(参考様式：調査結果票)

県有建築物保全点検調査結果票（準用版）

施設名称：笹倉山無線中継所 延べ面積：46.70 m² 2 階建て
棟名称：笹倉山無線中継所 竣工年月：1986/03/31 RC 造
点検日：2019/09/17 33 年経過

番号	調査項目		調査結果	写真番号
2 建築物の外部				
(2)	基礎		基礎の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(6)~(10)	外壁	躯体	外壁躯体の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(11)~(14)		外装仕上げ材等	タイル、モルタル等の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
3 屋上及び屋根				
(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(2)~(4)	屋上周り (屋上面を除く)		パラベット、笠木の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(5)			排水溝の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(7)	屋根 (屋上面を除く)		屋根の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
5 避難施設等				
(8)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当無し
(25)	排煙設備等 その他	防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当無し
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当無し
(39)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当無し
(特記事項)				